

T-NEWS

12

【 Vol.055 】



20代以下の約4割、オンラインでの面接希望
償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置
令和元年度国税の滞納残高は21年連続減少の7,554億円

土屋 敬の「つれづれ雑記」

20代以下の約4割、オンラインでの面接希望

■40代になるとオンラインでの面接希望は22.5%

総合人材情報サービスの株式会社アイデムは、総合求人サイト『イーアイデム』の会員を対象に仕事探しに関する調査を実施して、その結果を9月に発表した。調査対象は2020年7月中にイーアイデムから何らかの求人に応募したイーアイデムの会員で、そのうち439人が回答している。

調査結果によると、採用面接が「オンライン」と「直接対面」が選択できるならどちらを希望するか聞いたところ、全体のうち、「オンライン面接を希望する」を選んだ割合は10.0%、「どちらかと言えばオンライン面接を希望する」は18.5%となり、オンラインを選んだ人は約3割となった。一方で「対面の面接を希望する」は24.8%、「どちらかと言えば対面の面接を希望する」は46.7%となり、対面を選んだ人は約7割となった。

年代別に見ると20代以下では「どちらかと言えばオンラインを希望する」も含め約4割(40.5%)がオンラインを希望、「どちらかと言えば対面を希望する」も含め約6割(59.6%)が対面を希望と、オンラインと対面の割合が拮抗している。年代別の差異に注目すると、対面希望が最も多いのは40代の77.5%、次いで30代の72.0%(いずれも「どちらかと言えば」含む)であったことから、若年層になるほどオンライン面談に抵抗感が少ないといえよう。今後、オンライン面談はツールの1つとして普及していくことになるであろうから、コロナの感染拡大・収束に関係なく、採用する企業側も一次面接などはオンライン面談を検討したほうが良いケースもあるのではないだろうか。

■新型コロナの影響で仕事を探している人は53.1%

イーアイデムから求人に応募した人に、今回仕事探しをしている理由に「新型コロナウイルス感染症の影響」は関連しているかを聞いたところ、全体で53.1%が「はい」と回答し、半数以上が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて仕事探しをしていたことがわかった。働き方に対する考え方、労働条件や希望する業種などもじっくり検討したうえで数多くの求人に応募する方もいるので、採用側も応募者が新型コロナの影響を受けての活動なのかどうかについても面談時にはしっかり質問し、その答えにあわせて、時には自社の企業理念や雇用に対する考え方なども真摯に伝えていきたいところである。

希望雇用形態別にみると、特に「派遣社員」を選択した人は他の雇用形態希望者よりも新型コロナウイルス感染症の影響を受けて仕事探しをした割合が高く、63.0%が「はい」と回答している。

今後はさらに、非正規社員に限らず正社員も倒産やリストラにより失業し、求職活動を余儀なくされる方も増えてくると予想される。正社員は、応募前の情報収集として企業のホームページをじっくり閲覧してから検討する割合が他の雇用形態よりも高いと思われるので、採用に関するサイトの充実、企業理念や雇用や人材に関しての考え方などはできる限りアピールしていただきたい。

新型コロナ関連の影響を受けて求職・転職活動をする方の立場になって採用活動を工夫すれば他社との差別化を図れることもあるのではないかと思います。

参照:株式会社アイデム「新型コロナウイルス感染症による仕事探しへの影響調査」

<https://www.aidem.co.jp/wp-content/uploads/2020/09/topics-20200903.pdf>

庄司英尚(株式会社アイウェーブ 代表取締役、アイウェーブ社労士事務所 代表、社会保険労務士)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等の税負担を軽減するため、事業者の所有する家屋や設備（償却資産）に係る2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少率に応じ、課税標準ゼロまたは1/2とする軽減措置が講じられている。

■ 対象者

軽減の対象となる中小企業者等とは次のものである。

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の場合 等
- なお、性風俗関連特殊営業を除き、あらゆる業種が対象となる。ただし、新規開業等により前年同期との比較ができない場合は対象外となる。

■ 軽減率

2020年2月～10月までの任意の連続する3月の事業収入※の対前年同期比減少率が50%以上減少した場合は「全額」、30%以上50%未満減少した場合は「1/2」に減免される。

※売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指す。給付金や補助金収入、事業外収益は含まない。

■ 対象となる税金

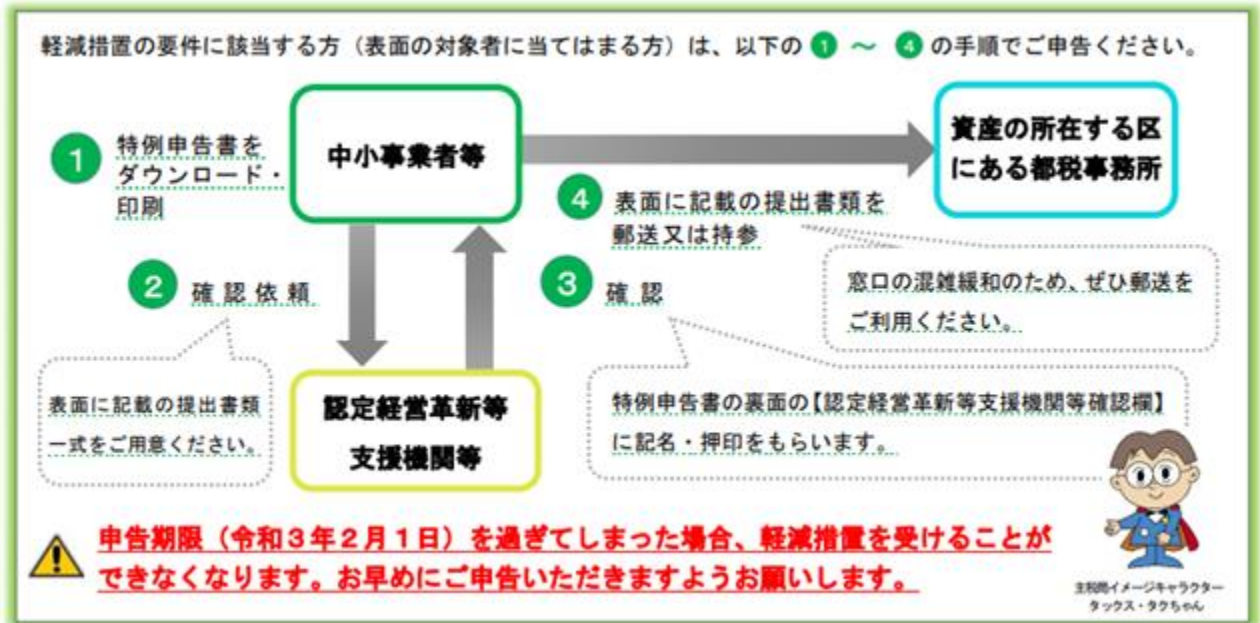
- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

■ 申告方法

中小事業者等は、税理士や会計士といった全国に存在する認定経営革新等支援機関等に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受ける。

事業者は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式を利用して、認定経営革新等支援機関等から申告書を発行してもらい、2021年1月以降申告期限(2021年2月1日)までに固定資産税を納付する市町村に必要な書類とともに軽減を申告する。

つまり、軽減措置を受けるに当たっては、顧問税理士等の確認を受ける必要があるため、時間的余裕を持って、対処されることをお勧めする。



（出典元：東京都HP）

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/tokurei.pdf>

参考：中小企業庁「新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者
に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います」

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

（今村 京子 マネーコンシェルジュ税理士法人）

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

（支社・営業所） 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

（氏名） ライフプランナー 土屋 敬

（住所） 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

（電話） 022-296-5472

（FAX） 022-296-5474

（携帯） 090-9538-2463

（E-mail） takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

令和元年度国税の滞納残高は21年連続減少の7,554億円

■新規発生滞納額は10.0%減の5,528億円と4年連続で減少

国税庁が公表した令和元年度租税滞納状況によると、今年3月末時点での法人税や消費税など国税の滞納残高が平成11年度以降21年連続で減少したことが明らかになった。新規発生滞納額は前年度に比べ10.0%減の5,528億円と4年連続で減少した上、整理済額が6,091億円(前年度比7.1%減)と新規発生滞納額を大きく上回ったため、今年3月末時点での滞納残高も6.9%減の7,554億円と21年連続で減少した。

今年3月までの1年間(令和元年度)に発生した新規滞納額は、最も新規滞納発生額の多かった平成4年度(1兆8,903億円)の約29%まで減少。また、滞納発生割合(新規発生滞納額/徴収決定済額(61兆7,896億円))は0.9%となり、平成16年度以降、16年連続で2%を下回って、国税庁発足以来、最も低い割合となっている。この結果、滞納残高はピークの平成10年度(2兆8,149億円)の約27%まで減少した。

税目別にみると、消費税は、新規発生滞納額が前年度比9.0%減の3,202億円と4年連続で減少したが、税目別では15年連続で最多、全体の約58%を占める。一方で、整理済額が3,438億円と上回ったため、滞納残高は8.1%減の2,668億円と、20年連続で減少した。法人税は、新規発生滞納額が同9.7%増の765億円と3年連続で増加し、整理済額が738億円と下回ったため、滞納残高も2.9%増の946億円と2年連続で増加した。

■元年度の滞納整理の訴訟提起は115件

以上のように、今年3月末時点の滞納残高は前年度に比べて6.9%減の7,554億円と21年連続で減少したが、国税庁では、処理の進展が図られない滞納案件については、差押債権取立訴訟や詐害行為取消訴訟といった国が原告となる訴訟を提起したり、滞納処分免脱罪による告発を活用して、積極的に滞納整理に取り組んでいる。

原告訴訟に関しては、令和元年度は115件の訴訟を提起。訴訟の内訳は、「供託金取立等」8件、「差押債権取立」7件、「その他(債権届出など)」97件のほか、特に悪質な事案で用いられる「名義変更・詐害行為」が3件。また、財産の隠ぺいなどにより滞納処分の執行を免れようとする悪質な滞納者に対しては、「滞納処分免脱罪」の告発を行うなど、特に厳正に対処。令和元年度は、9件(17人員)を告発している。

上記の「詐害行為取消訴訟」は、国が、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する法律行為の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるために行うもの。また、「名義変更訴訟」は、国税債権者である国が、国税債務者である滞納者に代わって、滞納者に帰属しながら滞納者の名義となっていない財産の名義を滞納者名義とすることを求めて提起するものだ。

■ 悪質な滞納を滞納処分免脱罪で告発した事例

悪質な滞納事例をみると、滞納処分の執行を免れるため、関連法人に事業を引き継いだように装い、運送代金を休業中の関連法人の預金口座に振り込むなどして財産を隠ぺいした行為について滞納処分免脱罪で告発した事例がある。運送業を営む滞納会社は、過去に源泉所得税等を滞納し、運送代金債権の差押えを受けたことがある。滞納会社は、一旦は滞納国税を完納したが、その後課税調査を受け、多額の法人税等の発生が見込まれた。

滞納会社の実質経営者は、課税調査中から国税の納付に否定的な意見をしており、更正決定を受けた法人税等について再び滞納会社への差押えが行われないように、休業中の関連法人に事業を引き継いだように装って、取引先に対し、運送代金を関連法人名義の預金口座に振り込むように依頼。その結果、359回、計1億6,700万円が、その預金口座に振り込まれた。徴収職員は、滞納会社、その代表者及び実質経営者を滞納処分免脱罪で告発した。

参考:「令和元年度租税滞納状況」

<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0020007-131a.pdf>

(浅野宗玄、税金ジャーナリスト、株式会社タックス・コム代表)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp



「リモートコンサルティング」、
なかなか好評です。

ソニー生命のライフプランナーによるコンサルティングが、リモート（遠隔）でもできるようになりました。時間・場所・距離の制約なく、ご自宅や会社からライフプランナーに相談できます。インターネット環境と指定のブラウザがあれば、パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれでも実施可能。アプリ等のインストールも不要です。

土屋 敬のつれづれ雑記 『結ぶ』

寒い日が続いております。
皆さま、お元気でいらっしゃいますか？

先日、着付けを習い始めたお客様から、
素敵なお話を伺いました。

洋服は自分一人で着脱ができるように作られているけれど、
着物は、わざわざ手伝い合って着る物なんですよ。

例えば、帯の結び。
自分からは見えない後ろの帯の結びにもこだわっているのは、
お互いに結び合うためなんですよ。

冠婚葬祭などで、親戚が集まってお互いに結び合いっこしたり、
母親が娘に着付けてあげて、次の世代に伝承する。それが着物の文化なんです。

人との距離を常に意識し続けた今年。
3月以降、ソーシャルディスタンスという言葉を目にした日はなかったように思います。
だからこそ、「着物は、わざわざ手伝い合って着る物」という言葉が心に沁みました。

今なお、お互いに手が届く距離で会話や運動などは控えなければならない状況ですが、
人との会話や心が触れ合う機会は、大切にしていきたい。
改めて、そう思いました。

2020年も本当にお世話になりました。

本来であれば参上し、来年も相変わらずのご愛顧をお願い申し上げるべきところですが、
書中をもちましてご挨拶とさせていただきます。

